



早春の候、貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

早速ですが、平成29年1月1日に雇用保険法の改正が行われました。その際に、高齢者（65歳以上）の雇用保険の適用対象の拡大がされましたが、保険料は免除対象のままでした。しかしながら、免除対象にも期限が設けられていました。それが、令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）まででした。これによって、年齢に関わらず雇用保険に加入しているすべての労働者が雇用保険の控除対象となります。

一般的には4月1日が含まれる賃金計算期間からの変更となりますが、不明な点等ございましたら当事務所までご相談ください。

雇用保険の料率自体に変更はありませんが、最新の料率を下記表にて確認頂けると幸いです。また当所のホームページからも関連資料をご確認できます。

引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

◇ 変更月：4月分給与から

令和2年度料率				
貴社		保険料率	事業主	被保険者
	一般事業	9/1000	6/1000	3/1000
	農林水産・清酒製造事業	11/1000	7/1000	4/1000
	建設の事業	12/1000	8/1000	4/1000

伊藤労務総合事務所
 TEL：052-982-0730
 FAX：052-982-0735
 URL：http://www.itorom.net/